平成31年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成31年3月19日(火曜日)午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第12号 平成31年度八丈町一般会計予算
- 第 3 議案第13号 平成31年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第14号 平成31年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第15号 平成31年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第16号 平成31年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 7 議案第17号 平成31年度八丈町水道事業会計予算
- 第 8 議案第18号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 9 議案第19号 平成31年度八丈町病院事業会計予算
- 第10 議案第20号 議会の議決すべき事件を定める条例
- 第11 議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例
- 第12 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第23号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第24号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第25号 八丈町児童育成手当条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第26号 八丈町保健福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第27号 八丈町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第29号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

出席議員(13名)

1番	宮	崎	陽	子	君	2番	淺	沼	隆	章	君
3番	Щ	下	則	子	君	4番	Щ	本	忠	志	君
5番	沖	山	恵	子	君	6番	菊	池		良	君

 7番
 小川
 一君
 8番
 山下
 巧君

 9番
 岩崎 由美 君
 11番
 廣江
 才君

 12番
 小澤 一美 君
 13番
 浅沼 憲 春 君

14番 奥山幸子君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

地方	自治法	第12	1条	の規	定に	より	説明のため出	席した	者の職.	氏名				
	町	長	山	下	奉	也	君	公営企 管 理	業 者	關	村	三	男	君
	教育	長	佐	藤		誠	君	消防	長	瀬	筒		穣	君
	総務課		山	越		整	君	企画財 課	政 長	佐々	木	眞	理	君
	主 (企 財政部	幹 画 果)	佐	藤	真	_	君	税務課	長	福	田	高	峰	君
	住民課	.長	奥	山		拓	君	福祉健 課	康 長	奥	Щ		勉	君
	主 (福 健康調	幹 祉 果)	田	村	久	美	君	建設課	長	和	田	_	宏	君
	主(建設記	幹	瀬	筒	国	治	君	課長補(建設記		八	洲		進	君
	産業観課	.光 長	沖	山		昇	君	主 (産 観光課 教育部	幹 業 兼 !)	笹	本	博	仁	君
	企業課	.長	菊	池	正	勝	君	病 事 務	院 長	菊	池		良	君
	教育課	長	高	橋	太	志	君	会計課	長	高	野	秀	男	君
	代 監査委	表員	浅	沼	拓	仁	君	企 財 政 企画情 係	画課報長	山	下		進	君
	企 財 財 主	画課係任	沖	山		晃	君	住 医療年 係		土	方	七	重	君
	住 民 化	課槽長	関	村	優	子	君	健 高齢福 係	祉 長	柳	田	拓	也	君
	教 育 庶務係	長	菊	池		泰	君	教 育 生涯学 係	課習長	菅	原	宏	幸	君
	教 育 給 センタ 主	課食一査	佐々	木	まな	:み	君	病 事 務 管理係		菊	池	祐	介	君

病 院 事務局 沖山 恵 君 業務係長

事務局職員出席者

 書
 記
 仲
 村
 迪
 彦
 君
 書
 記
 佐
 治
 渉
 君

◎開議の宣告

○議長(奥山幸子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成31年第一回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、 議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

(午前 9時00分)

○議長(奥山幸子君) これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(奥山幸子君) 日程第1、会議録署名議員に、5番、6番議員を指名いたします。

- ◎議案第12号の質疑、討論、採決
- ○議長(奥山幸子君) 続いて、2日目からの継続といたしまして、日程第2、議案第12号 平成31年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

それでは、91ページ教育費から107ページ予備費までの質疑をお受けいたします。 3番。

○3番(山下則子君) おはようございます。

101ページの公民館費の中で、修繕料というのが一番下に出ているんですけれども、これは、今現在というか、修繕するものがあるんでしょうか。予定があるのでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) こちらの修繕費につきましては、今のところ、これといって予定 はないんですけれども、年間的に何か壊れたときに対応するためのものです。大きな修繕等 がございましたら、それはまた途中の補正予算とか、そういったところで上げさせていただ きたいと思いますので、またその際はご審議をお願いいたします。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。

○3番(山下則子君) 実は先日、大賀郷のほうの青少対の会合で、大賀郷公民館を使っている婦人会の方から、どうしても大賀郷婦人会では、週1回の給食サービスというんですか、高齢者に対する。それで調理室を使っているわけです。調理室に物を運んだり、あと運び出す場合に、テラスというか、正面玄関よりも道路側の通路を使って、最後は階段になっているんです。その階段が4段ぐらいあるんですけれども、それが、婦人がだんだん高齢になってきますと、膝が痛いとか足が痛いとかとなって、その階段を上ったりおりたりするのに、手すりもないし、階段自体がちょっときついというお話がありました。

私も行って、上ったりおりたりしてみたんですけれども、やはり段差の1段から1段の高さですか、それが高過ぎると思うんです。私でもちょっときついかな、60代はきついかなと思うんです。一番最後の着地するところまでが、一番最後が相当高いんです。

それなので、婦人会の方がご不便になるというのは、もしやその階段で転んで事故にもつながると大変ですので、早急な手だてを図ってほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 現場を確認しまして対応いたします。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。
- ○3番(山下則子君) 確認した後に、ふだん使っている婦人会の方に、こういうものはどうだろうか、例えばスロープとか、あと階段の高さとか、そういうのはきっちりと現場を使っている人に確認をしていただいて、そういう高さなり何なりを決めていただけたらと思いますが。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) そうですね。婦人会の方とご相談しながら、より使いやすい形に 改善していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(山下(則)議員「ありがとうございました」の声あり)

- ○議長(奥山幸子君) ほかに。13番。
- ○13番(浅沼憲春君) 教育費、真ん中にあります飛散防止フィルムなんですが、要望に応えていただいて、小学校体育館をやっていただきましたが、きのうも災害のことでありましたように、病院とかコミュニティ、それから役場のほうの飛散フィルムという予定というのは、何か考えていますか。

- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 私どものほうの管轄で、教育ですとコミュニティセンターが対応になるんですけれども、コミュニティセンターは今のところは考えておりません。コミュニティセンターは図書館も一緒になっているんですけれども、その図書館の部分は、子供の部屋が奥にあります。そちらのほうは飛散防止のフィルムを張って、また遮光というところもあわせて、フィルムを張って対応しております。
- ○議長(奥山幸子君) 13番。
- ○13番(浅沼憲春君) あと病院のほうはどうですか。
- ○議長(奥山幸子君) 事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 病院のサッシに関しましては、もともと強化ガラスといいます か、強風に耐えられるガラスを用いておりますけれども、余りにも風が強い台風が来る場合 には、養生テープというんですか、さらに万が一ひびが入っても飛び散らないような対応を しております。
- ○議長(奥山幸子君) 13番。
- ○13番(浅沼憲春君) あと役場、この本体自体は大丈夫ですよね。
- ○議長(奥山幸子君) 建設課長。
- ○建設課長(和田一宏君) 役場自体のガラスについては、大丈夫なようになっております。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。
- 9番。
- ○9番(岩崎由美君) 104ページ、文化財保護費のほうなんですけれども、以前、八丈島誌 の件に関して質問させていただきました。70周年を目途に資料編をつくっていくという状況 のようですけれども、その後の進捗はどうでしょうか。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) これまで、70周年、島誌の関係につきましては、大学の先生を中心としたプロジェクトチームを組んでいただいて、そこを中心に調査をしていただきたいということで話を進めておりました。しかし、先月あたりなんですけれども、合意に至らずに、今、その段階でとまっております。

今後につきましては、どのような形で今後進めていくかというのは検討していると、そう いった段階になります。

○議長(奥山幸子君) 9番。

- ○9番(岩崎由美君) せっかくつくるなら、ちゃんとしたものをつくったほうがいいと思うんです。目標というか、町制70周年までにつくるという目標を立てるというのはいいとは思うんですけれども、せっかくつくるなら、そういう目標よりも、内容を充実するために、時間をかけてやっていったほうがいいと思うんですが、いかがでしょう。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 八丈島誌の編集なんですけれども、最終的には70周年に刊行することが目的ではありません。先ほど申し上げましたように、プロジェクトチームが合意に至らなかった件もありますし、また、八丈島誌の改訂というのは将来にわたって、八丈町の文化財を保護する、八丈島の改訂とか資料編をつくる部分は、将来的には八丈町の文化財を保護、活用していく上での基礎となる資料づくりになります。ここがしっかりしたものでないと、次のステップにつながらないということは考えております。そのあたりは、9番議員のおっしゃるところと私ども教育委員会の考えというのは一致しているところでございます。

そういったことありますので、今後は、70周年にとらわれずに、やはり精度が高く、町の 財産として価値があるものをつくっていきたいと教育委員会では考えておりますので、70周 年にとらわれないような形で、しっかりしたものをつくるという方向に、今後、軌道修正さ せていただいて、計画を練っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩﨑由美君) よろしくお願いします。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。
- ○3番(山下則子君) 102ページの図書館費のところで、需用費の消耗品費の中にブックスタートが入っていると思うんです。資料の9の6の図書館費のところで、新聞雑誌代、消耗品費ほか、ブックスタートパックという、ここまでこの金額になると思うんですけれども、ブックスタートパックの具体的中身を教えていただけますか。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) ブックスタートの内容的には、図書館の司書がおりますのでそちらのほうで、また図書館の推進委員会がございます。そういったところでも挙げて、どういう本がいいのかということで、まず司書のほうから、こういったものをことしは皆さんにお配りしたいというのを皆さんに諮りまして、そこで合意を得てそれを購入して、健診等のときに来たお子様と保護者の方にその本をお渡ししているような形になっております。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。

- ○3番(山下則子君) 渡す本は1冊なんですか。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 渡す本は、たしか2冊だと思います。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。
- ○3番(山下則子君) この2冊の中というか、教育課長はご存じかなと思うんですけれども、 布絵本というのはご存じですか。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) はい、布絵本は存じ上げております。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。
- ○3番(山下則子君) 教育課長はイクメンなので、もう既にわかっていらっしゃると思うんですが、布で手づくりでつくったかわいらしい、こういうのをつくっていらっしゃるグループがあるんです。

こういったものもそのグループの方と、本という感じじゃなくてこういうもので、生まれたての赤ちゃんですから結構だと思うんですが、2冊のうちの1冊とか、またはこれを附属した金額のものというのを入れていただけたらなと思うんですが、1人の赤ちゃんに対する金額というのは決まっているんですか。

- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 基本的には、そこは私どもの町がどうしていくかということになりますので、決まっているということはございません。
- ○議長(奥山幸子君) 3番。
- ○3番(山下則子君) ぜひこういったものを入れていただけたら、赤ちゃんを産んで、お母さんというのは授乳もあるし、おむつ替えとか、すごく寝不足になって、いらいらするときもあると思うんです。それは赤ちゃんに対してもよくないと思うので、やはり赤ちゃんと一緒になってこういうものを手にとって、自分もほっこりして、赤ちゃんもにこにこしてもらうということは、乳児の教育にとっても大事だと思うんです。それがひいては、児童虐待とかそういう面でも、母子の愛情というんですか、そういう面で効果をあらわすのかなと思うので、ぜひ取り入れていただけたらと思いますが。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長、答弁ありますか。
- ○教育課長(高橋太志君) そちらの件は、今後検討させていただきたいと思います。
- ○議長(奥山幸子君) ほかに。

2番。

- ○2番(淺沼隆章君) 100ページの2目給食事業費なんですけれども、今年度、炊飯器の故 障があって春休みに直すと思うんですけれども、給食を配送する車の老朽化が著しくてとい うことで聞いております。配送業務に問題はないかということでご質問させていただきます。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) そちらの配送車なんですけれども、配送車は確かに不具合が頻繁 に出ています。買い替えを予定はしているんですけれども、今の車の大きさまでは必要ない と考えております。平成31年度中にそのあたりを、業者等いろいろ調べまして、大きさとか 仕様を考えて、平成32年度の入札という形をとりたいと思っています。

ちなみに、先ほど出ました炊飯器の件なんですけれども、こちらのほうの工事は今月23日から、春休み期間というところを利用しまして着工ということを考えております。

- ○議長(奥山幸子君) 2番。
- ○2番(淺沼隆章君) ありがとうございます。

配送業務に支障を来さないような状態を保っていただきたいと思いますので、よろしくお 願いします。要望です。

- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。11番。
- ○11番(廣江 才君) 92ページ、長寿命化計画調査作成委託料の件なんですけれども、考え方は私もいいと思うんですけれども、これをやることは。内容を、例えば建物に対するものか、設備に対するものか、そういうものの明細というか、出していただければと思います。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) まず、長寿命化計画は、学校だけでなく、コミュニティセンターも含めて、あと給食センターも含めて、建物本体と給排水設備について調査を行います。現在の状態を見て、まず建て替えが有利であるのか、もしくは改修を続けたほうが町として有利であるものかという方向性を出します。その中で、改善が有利になるものについてはその結果を見て、改善計画を立てていくということになります。

建物のほうの調査の内容なんですけれども、主たるものは、まずコア抜きをして調査します。あと、はつり調査といいまして、コンクリートをたたいて、そこをちょっと割ってその内部を確認するという、そこがメーンになります。

また、設備につきましては、配管の中をスコープで見て、内視鏡検査というんですか、そ

ういったもので実施するという、この3点が大きな調査内容になります。

- ○議長(奥山幸子君) 11番。
- ○11番(廣江 才君) 例えば非破壊検査とかということは考えていない。そこまでは考えていないということですね。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 非破壊検査までは考えてございません。
- ○議長(奥山幸子君) 11番、よろしいですか。
- ○11番(廣江 才君) いいです。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。4番。
- ○4番(山本忠志君) 今の件に関連してなんですけれども、平成31年度の教育費、前年比で 2億円プラスなんです。町全体の予算の中でも、教育費が一番、前年比増えていると。何で こんなに増えているのかなと詳しく見てみましたら、今、11番議員の質問にもあったとおり 長寿命化が1点と、それから三原中の雨漏り防止かな、これで結構食っているところなんで す。

もうハード面での対策費という感じがするんですけれども、コンクリートの建物というの は耐用年数が決まっていると思うので、ある年限が来れば、特に島は塩害や何かも強いので、 本当に長期的なプランを立てながら進めていかないと、ある年度にどすんと大きな支出が来 ることになると思うんです。

ですので、長寿命化計画調査というのは実にいい取り組みだなというふうに思うんです。 これだって結構かかりますけれども、50年もつものを30年程度たったときに調査して、手を 加えていって、しっかりと50年、60年ともたせていくというようなことを進めていただきた いと思うんですけれども、今後の、町の建物はほかにもあるので、学校の建物だけではなく て、ほかのところもこういう長寿命化計画というのは考えておられるのかどうか。ちょっと 教育とは関係ないかもしれないんですけれども、関連してお伺いいたします。

- ○議長(奥山幸子君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐々木眞理君) では、町の全体ということでお話しさせていただきますと、数年前ですけれども、公共施設等総合管理計画というのを立てさせていただきました。それによりますと、既存の建物等を30年維持していくためには約189億円かかると言われてございます。それが一気に集中しないように、それぞれのところで計画をつくっていくというこ

とになっておりますけれども、町全体としてどうしていくかというのはまだ決まっていない ところでございますが、住宅のほうは、それに先行しまして長寿命化計画を立てているとこ ろでございます。

2番目としまして、教育のほうが、かなり教育施設というのが多いところなので、また防 災施設とかいろいろありますので、そういったところからまず始めていきたいということで、 今回スタートしたところでございます。

全体につきましては、今後また検討させていただきたいと思っております。

(山本議員「ぜひよろしくお願いします」の声あり)

- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。9番。
- ○9番(岩崎由美君) 104ページ、歴民関係なんですけれども、今、仮設で展示していますが、最近、比較的外国のお客さんをご案内することが私は仕事としてあるんですけれども、歴史になってくるとなかなか解説が難しい部分がありまして、これは企画財政課も関係してくると思うんですけれども、せっかく国際交流員の方がいるので、歴民の英語の解説資料をぜひつくっていただけたらなと思うんですが、いかがでしょう。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) おっしゃるとおり、今、英語の解説資料については国際交流の方と相談しながら、進めているところでございます。

(岩﨑議員「ぜひお願いします」の声あり)

- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。1番。
- ○1番(宮崎陽子君) 95ページなんですけれども、報償費の中で、オリンピック・パラリンピック推進事業講師謝礼とございまして、この中で、昨年、大賀郷中学校で元オリンピックのレスリングの選手などをお招きいたしまして、そういった授業を生徒たちに向けて行われて、とても生徒たちも、実際にオリンピックに出場された選手とじかにお話しすることができたり、いろいろな体験もできて、大変喜んでいて、すばらしいことだったと思います。

これは、オリンピック・パラリンピック推進事業の一つとして取り入れていることだとは 思うんですけれども、今回、東京オリンピックのテーマは復興支援です。被災地の方に対す る復興がテーマになっております。

ここでちょっとお伺いしたんですけれども、八丈町から募金とかそういったこと以外に何

か検討されていることがあるんでしょうか。

といいますのも、今、全国各地の自治体、また市町村とか、本当に地方のほうから、オープニングセレモニーに自治体がみずから名乗り出て、復興支援に向けての恩返しとか、何かできることに向けて取り組まれているところが大変多く見かけられます。町として何かそのようなことは検討されているのか、あれば教えてください。

- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) 町全体ではないですけれども、教育だけで話しますと、小・中学校だけで話しますと、今、東京都のほうから、パラリンピック、オリンピック、どちらかの観戦のチケットを優先的に八丈の小・中学生に対して配布していただけるような、そんなことになっています。ただ、旅費とかその辺については町負担ということになります。あと、宿泊施設が非常に混むだろうという予想もありますので、そのあたりが実際押さえられるのかというところが、そこがちょっとネックになっています。

それをオリンピックが開催されるところで実施されると思いますので、その数カ月前には 恐らく東京都から細かいアナウンスがあると思いますので、もしそういうのがありましたら、 そこに参加させていただきたいというところが1点です。それが今のところ教育課のほうで 進めているものになります。

先ほどおっしゃっていました、私どものほうで予算化している講師の謝礼なんですけれども、これは学校のほうでいろんな子供たちの教育に、どういった方をお招きして、どういったことをやっていただくのが一番有効であろうかということで、学校自体で考えていただいて、それで講師を呼んでおりますので、議員がおっしゃるとおり、そういった取り組みもまた、これはこれで続けていきたいと思っております。

- ○議長(奥山幸子君) 1番。
- ○1番(宮崎陽子君) ありがとうございました。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第2、議案第12号 平成31年度八丈町一般会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第3、議案第13号 平成31年度八丈町介護保険特別会計 予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) 皆様、おはようございます。

書類番号の10番をお願いいたします。

説明に入る前に、まずおわびと訂正がございます。

昨日、皆様の机の上に置かせていただきました。20ページになりますが、6款の特定入所者介護サービス等費の比較額の部分でございます。34万2,000円という記載を29万円に訂正をお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第13号 平成31年度八丈町介護保険特別会計予算。

平成31年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,847万2,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(奥山 勉君) はい。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料につきましては、平成30年度が第7期の介護保険事業計画の策定の年で、3年に一度の保険料の改定が行われました。前回の第6期計画より、保険料の算定の基準額を月額で189円上げまして5,885円に設定しており、平成32年度までの3年間はこの基準額をもとに保険料を算定します。

平成31年度につきましては、特別徴収が伸びた平成30年度の実績によりまして2億359万円を計上し、平成30年度当初比較で678万5,000円の増となってございます。また、平成31年度の65歳以上の被保険者数は、31年度末で2,944名を見込んでございます。

次に、2款分担金及び負担金ですが、青ヶ島村の方の介護認定の依頼を受けておりました ので、その委託金でございます。

3款使用料及び手数料については、科目設定でございます。

9ページに移りまして、4款国庫支出金、本年度予算は、前年度より245万3,000円増の2 億4,835万3,000円でございます。

国庫負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する国の負担割合から計上をしております。

国庫補助金の調整交付金につきましては、65歳以上の高齢者の割合や第1号被保険者の方の所得段階の格差による保険料の不均衡を是正するために交付されるものでございます。

その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括支援センターの委託金に係る補助金となります。

続きまして、5款支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より1,000万4,000円減の2 億6,144万5,000円でございます。

介護給付費交付金は、国同様に保険給付費に対する負担割合から算出をしてございます。 10ページをお願いいたします。

6 款都支出金です。本年度予算は、前年度より205万7,000円増の1億4,610万9,000円でございます。

都負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する都の負担割合から計上してございます。

都補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

次に、7款財産収入ですが、科目設定でございます。

11ページに移りまして、8款繰入金です。本年度予算は、前年度より54万6,000円増の1 億7,891万8,000円でございます。

1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が 決まっております。負担割合は保険給付費の12.5%で、前年度より150万円減の1億1,624万 6,000円でございます。 3目その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システムに要する経費、 あと介護認定調査に関する費用として繰り入れるものです。

その下の4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料の所得段階が第1段階の方の保険料を前年度に引き続きまして0.05%軽減しますが、その軽減した分を繰り入れるものでございます。この繰入金には国と都からの補助金も含まれており、軽減分の負担割合は、国が2分の1、都と町が4分の1となります。

続きまして、9款繰越金ですが、科目設定でございます。

12ページに移りまして、10款諸収入です。 3 項の雑入につきましては、主に介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担金になります。

以上、歳入合計、本年度10億3,847万2,000円、前年度10億3,669万6,000円、前年度の比較で177万6,000円の増となります。

続きまして、13ページに移ります。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、前年度より113万8,000円増の4,361万4,000円でございます。

1項総務管理費は、職員の人件費や介護保険システムに要する経費が主なものでございます。

14ページに移りまして、2項介護認定審査会費は、介護認定調査等に要する経費になります。

15ページに移りまして、3項趣旨普及費、4項運営協議会費は前年度並みでございます。 続きまして、その下、2款保険給付費になります。要介護認定者数の減少によりまして、 前年度より1,200万円減の9億2,996万3,000円でございます。

まず、1項介護サービス等諸費は、前年度並みとして増減はありません。

17ページに移りまして、2項介護予防サービス等諸費につきましては、前年度より1,230万円減の2,713万円でございます。

介護予防費は、要支援1から2の認定を受けた方のサービスの給付費になります。

下の介護予防サービス給付費が1,230万円減の理由としましては、要介護者1から5の認定者数の減少、また、要支援者の訪問、通所の給付が、5款の地域支援事業費の1項介護予防・日常生活支援総合事業費に移ったための減額となります。

19ページをお願いいたします。

3項その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に介護給付費請求書の審査

支払い業務を委託しているものです。

その下、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費につきましては、 前年度並みとしまして増減はありません。

高額介護サービス等費とは、介護サービスに対する自己負担が、利用者世帯の所得によって負担限度額が設定されております。なので、その超えた部分を利用者に戻すというものでございます。

20ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、前年度より29万円減の5,470万8,000円でございます。 施設介護サービス利用者の非課税者に対しまして、食費と居室代の補助を行うものですが、 八丈町は利用者の約9割以上がサービスの対象者となってございます。

21ページに移りまして、3款の財政安定化基金拠出金、4款基金積立金につきましては、 科目設定でございます。

22ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費です。前年度より1,265万6,000円増の6,424万9,000円でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、前年度より1,184万4,000円増の3,900万円で、先ほど保険給付費の部分でお話ししたとおり、要支援1から2の方の訪問、通所を利用した際の費用等になります。

2項の一般介護予防事業費につきましては、前年度より17万6,000円減の16万2,000円です。 平成31年度は、自立支援、重度化防止の一環としまして、各地域において介護予防の普及啓 発に努めてまいります。

23ページに移ります。

3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、前年度より94万8,000円増の2,498万7,000円でございます。平成31年度につきましては、認知症サポーター講座を実施しまして、 島内における理解度の啓発に努めてまいります。

24ページをお願いいたします。

6款諸支出金につきましては、ほぼ前年度並みでございます。

以上、歳出合計、本年度10億3,847万2,000円、前年度10億3,669万6,000円、前年度比較で 177万6,000円の増となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。歳入、歳出。 5番。

○5番(沖山恵子君) 15ページの保険給付費、関連ということで、別にここだけということではないんですけれども、介護保険の収入、支出に関して、全体としては伸びていますけれども、介護予防の方は増えていますけれども、介護サービスを利用する方が若干減っているような感じがしますので、社会福祉協議会に行って、どうしてかなというのを聞いてきたんです。

そうしましたら、私、今、50代で母を介護しているんですけれども、60代以降の方、60代、70代、80代の方は、長男が島に残るとか、子供さんが残って親を介護するというような状態がずっと続いてきた。だから、介護保険を使って今までは介護してきたんですけれども、我々の世代、50代以下の方々は、ご長男も含めてお子さんが皆さん東京にいらっしゃるので、親が具合が悪くなると、子供が親を東京に連れていってしまうと。なので、今後、高齢者が、介護度が高い状態で島で介護を受けるということは少なくなるんじゃないかというような話を聞いてきたんです。

それでいくと、今、少子高齢化と言っていますけれども、高齢者もいなくなっているんです。介護度が高くなってしまうと、1人でこちらに置いておいて介護サービスで見てくださいということにはならないので、介護度が高い方は東京に行ってしまうと。介護予防レベルの方は島で暮らしていけますので、介護サービスを使って暮らしているということがあるんです。

以前、町長が老人ホームの増床ということを考えていますとおっしゃったことがあったんです。そのときは、老人ホームを増床すると、やっぱりお金がかかるし大変だろうと思ったんですけれども、現状では、介護度が高い人は島では、1人で介護度5の人が介護保険サービスを使って、在宅で生きるということはなかなか難しいので不可能になってくるんです。そうすると、施設に入るか東京に行くかということが起きると思うんですが、今は、ほかのところでは、若干サービスの余裕があるからそれが可能かもしれませんけれども、団塊の世代という方たちが来たときに、島外に連れ出してもサービスが受けられないという状況が生まれると、島内で高齢者の方が1人で暮らさざるを得ないということも、5年、10年先には起きてくるかもしれないんです。

そういうことに対して、町はどういう見通しを持って、今後どう対応しようと思っていらっしゃるのか。老人ホームとか、高度の方に対してどうなのかなということをお伺いしたい

んですけれども。

- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(奥山 勉君) ただいまのご質問で、確かに5番議員がおっしゃるように、 今現在は、要介護認定者数は少しずつですが減少傾向にございます。さっきおっしゃられた ように、息子さん、お子さんたちが島外に行っていて、要介護度が進んできた方々が、結構 八丈から転出をされているということもあると思います。

ただ、さっきも話が出たんですが、今後、団塊の世代、2025年には全員が75歳以上、高齢になられるということで、これから八丈の認定者数も増えていくというような考えも持ってございます。

また、先ほど町長がおっしゃったという、八丈町の中での特養の施設、増床の部分、こういったことはもちろん町の考えとしてもございます。その辺は、今ある特養の施設のほうと、今も検討中ではございますけれども、よく話を詰めて、増床の方向で、議員がおっしゃられるように、町の高齢者、要介護度が高くなってから島から出るということではなく、島の中で暮らしていけるような施設等も整備をしていきたいと考えてございます。

- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) ありがとうございます。

ちょっと細かいんですが、わかったら教えてください。現在、要介護度の高い方で島外の 方に、島の介護保険からお金をお支払いしている方はどれくらいいらっしゃいますか。

- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(奥山 勉君) 住所地の特例、27名の方です。
- ○議長(奥山幸子君) 5番、いいですか。
- ○5番(沖山恵子君) はい。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。4番。
- ○4番(山本忠志君) 質問いたします。

言葉が難しくて、似たような言葉がいっぱい並んでいるものですから、どこを、何ページかわからないんですが、介護予防という言葉がよく出てくるんですね、歳出の全体を通して。でも、最近の報道を見ると、フレイル対策という言葉がよく出てくるんですね。英語だと思うんですけれども、要するに加齢とともに衰えていく、あるいは介護度数が上がっていく、そういう状況を幾らかでも緩和するための予防対策を、各自治体の取り組みが進んでいると

いう報道とか、新聞でも出てくるんですが、果たして八丈町の場合、介護予防の対策というのは、幾つかはわかるんですけれども、健康教室とか、いいなと思って、あるいは高齢者演芸大会とか、あれなんかもフレイル対策の一つじゃないかなとは思うんですけれども、僕もちょっと知識が足りないものですから、町の取り組みを教えていただきたいと思います。

- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(奥山 勉君) 平成31年度、町としては介護予防の部分で、全協等でもちょっとお話をさせていただいたんですが、東京の柔道整復専門学校の学生の方と連携をしまして、まず八丈町で年に1回、高齢者の方を対象にグラウンドゴルフという大会を行ってございます。

そうした中では、まずボランティアとして来ていただいて、高齢者の方がどこかお体が痛くなったときのケアも含めてやっていく。そしてその次の日に、今度は柔道整復の方々が、高齢者の方の体操等、健康教室も別に開催をするということで、31年度から開始をしたいというふうに考えてございます。

- ○議長(奥山幸子君) 4番。
- ○4番(山本忠志君) それはいいですね。これは来年度からそういう新しい取り組みも入る ということですね。

きのうもちょっと言ったんですけれども、我が町ではこういうフレイル対策をとっていますよというのを、もうちょっとアピールしてもいいんじゃないかと思うんです、でかでか堂々と自信を持って。特に、今言った柔道整復師を招いてのコラボ事業になるのかな、いい取り組みだと思うんです。ぜひそれを進めてもらって、既存のフレイル対策も含めてなんですけれども、いかがですか。

- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(奥山 勉君) 4番議員がおっしゃられるように、普及啓発、皆さんに周知 を徹底してまいりたいと考えてございます。

また、今後とも、介護予防等につきましてもいろいろ考えながらやっていきたいと考えて ございます。

(山本議員「以上です」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

11番。

○11番(廣江 才君) 介護の認定の件でちょっと、要介護の方はいいんですけれども、支

援のほう、要支援というんですか、あっちのほうが結構大変なんですよね。実際、私もそういう経験をしていまして、それでも認定が低いものですから何もできなかったんですけれども、これから恐らく要支援のほうが増えると思うんですけれども、その辺は将来どういうふうに考えておるのか。

- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(奥山 勉君) 要支援者の方々、基本的には要支援1の方は、日常生活上の基本動作についてはほぼ自分で行うことができるということでなっています。また、要支援2については、要支援1の方と比べると行う能力が低下をしている状況と、こういうこともございますので、先ほどからございます介護予防等の部分につきましても、また国のほうで今、地域包括ケアシステムの構築ということで、地域包括支援センターが主に活動になると思うんですが、高齢者の方に、通常の日常生活に支障のない方々に対して手をかけていこうと、いろんな予防対策等も行いながら、そこのケアマネジャーさんとかが中心になって、例えば相談を受けて、病院への通院や入院、またそれ以外に、事業所への通所の手助けとかそういったことから、いる高齢者が、先ほどもちょっとお話が出ましたが、島外に出ないように、八丈にある資源の中でできる、可能な限りやりたいということでの、今整備を進めているところでございますので、よろしくお願いします。
- ○議長(奥山幸子君) 11番。
- ○11番(廣江 才君) 意味はわかりますけれども、実際、要支援2でもトイレに行くのも現実には行けないというか、だから部屋の中に便器を押さえて、そこでやっている状態だったんですけれども、一番それが大変なんですよ。行くまでがまた、連れていかなきゃいけない。それでも要支援2というのは、ちょっと別ないいところがあって、こういう経過と、これからそんなにぼんぼん入れるわけじゃないし、寝たきりというわけでもないからあれでしょうけれども、これから本当に高齢化しますので、そういう方たちをどういうふうにするのか、その線を、要支援3からでもえらい差があるので、その辺を。前は違ったんじゃないですか、そういうことじゃなかったんじゃないですか。
- ○議長(奥山幸子君) 認定の問題ですか。
- ○11番(廣江 才君) そうです。認定をここでやるわけじゃないから、あれでしょうけれ ども、その辺をどういうふうな線引きでやっているのかということをお聞きしたかったんで す。
- ○議長(奥山幸子君) 福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) 基本的にはその判定の範囲は変わってはいないんですが、例えば要支援2の方が、体調というのは日に日に、急激に悪くなったりもよくなったりもします。そうした中で、顕著にそういったことが見られるようでしたら、ぜひとも区分認定の変更というか、それを担当されているケアマネさんに相談をして、そうすればまた再度、区分判定、変更の判定等も行われると思いますので、その辺はスムーズにやっていきたいと考えてございます。

(廣江議員「わかりました」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第13号 平成31年度八丈町介 護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第4、議案第14号 平成31年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) それでは、介護の次になります。黄色い紙の次のページをお願い いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第14号 平成31年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,897万円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、1款後期高齢者医療保険料6,906万1,000円、270万4,000円の増額でございます。被保険者数は約1,400名ほど、昨年とほぼ同数ですけれども、増額の要因といたしましては、所得の高い方が増えたというのが要因となってございます。

次に、7ページに移りまして、3款繰入金1億2,362万2,000円、1,099万3,000円の減。こちら一般会計からの繰入金でございますけれども、療養給付費等の関係が減額になっているのが主な要因となってございます。

次に、4款繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に、8ページですけれども、5款諸収入628万3,000円、55万円の減額です。下の9ページ上のほうにございますが、受託事業収入での健康診査や葬祭費などでございます。葬祭費の部分が減額となってございます。

以上、歳入合計、本年度1億9,897万円、前年度2億780万9,000円、比較いたしまして883 万9,000円の減額ということになってございます。

次、10ページをお願いいたします。

歳出となります。

1 款総務費777万2,000円、前年度に比べまして220万4,000円の減額でございます。職員の 人件費や事務費、またシステム改修費用が減額となってございます。

次の11ページ、下のほうになりますけれども、2款保険給付費535万円、55万円の減、こちら歳入にもございました葬祭費の関係の減額分となってございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3款広域連合納付金1億8,220万1,000円、608万5,000円の減。医療給付費の実績に基づきまして、広域連合より示されました納付金額の数値となっておりますが、保険料の負担金の増や、療養給付費等の減額等を差し引きいたしまして、減額ということになってございます。

4 款保健事業費263万7,000円、増減なしで、こちら主に健康診査の委託料ということになってございます。

下の13ページをお願いいたします。

5款諸支出金100万2,000円、増減なし。こちらは過年度に係る保険料の返戻金等でございます。平成30年度の実績に基づき計上してございます。

13ページの下になりますが、歳出合計、本年度1億9,897万円、前年度2億780万9,000円、 比較いたしまして883万9,000円の減額ということになりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第14号 平成31年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第5、議案第15号 平成31年度八丈町国民健康保険特別 会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) ピンクの紙の次になります。

その前に、昨日、正誤表をお手元のほうにお配りしてございます。正誤表のごとく訂正を お願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第15号 平成31年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,832万6,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税 2 億3,788万5,000円、1,968万6,000円の減額となります。保険税ですけれども、対象者数が対前年比で218名ほど減となっておりまして、2,987名の状況でございます。また、本年度は、後ほどお願い申し上げますが、条例改正もございます。国保税の改定を予定しておりますけれども、全体では減額という状況になってございます。

9ページをお願いいたします。

中ほどより下になりますけれども、2款使用料及び手数料1,000円、こちら科目設定になってございます。

その下になりますが、3款国庫支出金、こちらも科目設定でございます。

次の10ページになりますけれども、4款都支出金8億6,793万2,000円、5,417万4,000円の増額となります。保険給付費におきましては、普通交付金のほうでは1億2,200万円ほどの増額となってございますけれども、特別交付金のほうで5,600万円の減額となりまして、差し引きで増額ということになってございます。

次に、10ページ中ほどの5款財産収入1,000円、こちらは科目設定でございます。

10ページから11ページにかけて記載しておりますけれども、6 款繰入金1 億1,249万3,000円、1,093万5,000円ほどの減額でございます。

こちらの内容といたしましては、まず低所得者に対します保険税の軽減相当額で、公費で補塡します1、2節の保険基盤安定繰入金のほか、次の11ページになりますけれども、4、5、6節の財政安定化支援事業、こちらに関しましての繰入金の項目は、法令で定められております一般会計からの繰入金となってございます。

次の7節のその他一般会計繰入金、こちらは法定外の繰入金ということです。昨日の一般会計の歳入のほうでも企財課主幹より説明がございましたが、繰入金の法定外ということで、本年度は2,500万円を予定してございます。こちらは、保険税の改定において被保険者の方の激変を緩和させるということで、改定税率後の収納不足分等を勘案して計上してございますので、よろしくお願いします。なお、この件に関しましては、昨年12月26日、国保運営協

議会にお諮りいたしまして、承認をいただいてございます。

続きまして、11ページの中ほどから12ページにかけまして記載しております、7款繰越金から12ページ雑入までの13項目は科目設定となってございますので、よろしくお願いいたします。

13ページの中ほどになりますけれども、一番下の行で、歳入合計、本年度12億1,832万6,000円、前年度11億9,477万4,000円、2,355万2,000円の増額ということになります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

1 款総務費で3,463万5,000円、224万5,000円の減。総務費でございますけれども、国保事業を運営いたします人件費、事務費となります。1項の総務管理費と、次のページにございますが、2項の運営協議会費に係る経費は、一般会計から繰り入れされてございます。また、総務管理費では、人事異動に伴う人件費の関係が減額となってございます。

16ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、2款保険給付費8億5,105万4,000円、2,698万円の増。こちら被保険者数の減と、過去2年間の医療費実績を勘案しまして計上してございます。1人当たりの医療費が伸びているという状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、18、19ページをお願いいたします。

19ページの中ほどにございますが、3款国民健康保険事業費納付金3億488万2,000円、882万1,000円の減額でございます。こちらの納付金は、30年度から都道府県化になり、新設の歳出の予算項目となってございます。この納付金を東京都のほうへ納付することで、当該年度の保険給付費を全額交付されるというもので、国保会計の安定化を目指していくというものになってございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

上のほうになりますが、5款保健事業費1,397万9,000円、279万8,000円の増。こちら健康 診査関係の事業費となってございます。委託料の部分で、特定健康診査のデータ分析業務委 託が増額となってございます。

21ページの下のほうになりますが、6款基金積立金1,000円、科目設定でございます。 続きまして、22ページ、7款公債費、こちらも科目設定となってございます。

8款諸支出金1,175万4,000円、484万円の増額でございます。保険税の還付金や、次の23ページ中ほどの3項繰出金の1目一般会計繰出金ですけれども、昨日、5番議員さんからも

ご質問がございましたが、こちらは平成29年度以前、都道府県化になる以前までの滞納繰越額の収入分を一般会計のほうにお返しするというものになってございますので、よろしくお願いいたします。

23ページー番下の9款予備費は200万円で、増減なしでございます。

24ページをお願いいたします。

歳出合計、本年度12億1,832万6,000円、前年度が11億9,477万4,000円、2,355万2,000円の 増額ということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

5番。

○5番(沖山恵子君) 6ページ、7ページの歳入歳出全体としての質問なんですけれども、30年度から都道府県化ということで、今までは一般会計から繰り出しだったのが、一般会計に返していただくようなお金もできたということで、大変財政が安定化して、都道府県化はよかったのかなと思うんですが、一方、収入の割合に対して支出のほうが増えていまして、今、東京都のほうで一生懸命、島の国保のためにお金を出してくださっているような感じだと思うんです。

将来、例えばこの数字をもって、来年、再来年には納付金額を増やしなさいということが来るかと思うんですけれども、その辺、どんなぐあいなのかなといいますか、八丈が支出しているものに対してどれぐらい多く給付していただいているのか、将来どんな感じに、保険料を上げなさいと言われるのかというのが心配なんですけれども、1年でちょっとまだわからないかもしれませんが、30年度やってみてどんな感じなのかというのを教えてください。

- ○議長(奥山幸子君) 住民課長。
- ○住民課長(奥山 拓君) 30年度、今年度から都道府県化ということで始まってございます。 先ほど予算のほうでもご説明いたしましたが、保険給付費が医療費の部分で、こちらはこ の納付金をお支払いすることによって全額来るということで、国保の会計自体は安定しては ございます。

ところが、健康診査の関係の保健事業費は保険税のほうで見なさいという約束がございます。また、保険者の努力支援ということでいろいろ補助金をもらうんですが、その辺の部分がちょっとまだ追いついていないということで、この納付金は、30年度は、今回の31年度の

予算でもご説明いたしましたように800万ほど減っております。これはどこに影響するかと 申し上げますと、医療費のほうにこの納付金は当然はね返ってくると。例えば今年度の医療 費が八丈町のほうで増額すれば、当然その分が納付金にははね返るというものでございます。

そういうことで、今現在はやや医療費は抑えられているのかなということで、この辺を抑えていくことが最も重要であると考えます。そのためには健康診査等で、重篤にならないというような予防医療、この辺が重要になってくるのかなと考えて分析してございます。

- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) 後で条例改正もあると言いましたけれども、今後、何年かのは、もう 既にこれぐらい上げますということで決まっているんですが、その後の改定のときに、保険 料が物すごくはね上がるという可能性はないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

あと、ジェネリックを使いなさいというふうによく言われているんですけれども、その辺、 どれぐらい現在使われているのか、お薬ですね、わかれば教えてください。

- ○議長(奥山幸子君) 住民課長。
- ○住民課長(奥山 拓君) 保険税の改定を、今のところは5カ年を計画して、5カ年を目標に、東京都が示す標準保険税率に近づけていきなさいということを言われております。その後の保険税に関しましては、先ほども申し上げましたように、やはり皆さんの健康を保っていただくと、医療費の適正化ということになってくる、その辺の努力だと思っております。

また、ジェネリックに関しましては、先月の広報だったと思いますが、全戸配布をして、 ジェネリックを利用いたしましょうというご案内、宣伝を普及してございます。

ジェネリックの使用の関係なんですけれども、残念ながらこちらのほうで把握してございません。申しわけございません。

以上です。

- ○議長(奥山幸子君) 5番、いいですか。
- ○5番(沖山恵子君) はい。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第5、議案第15号 平成31年度八丈町国 民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

休憩をとります。10時35分まで休憩いたします。

(午前10時17分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時35分)

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第6、議案第16号 平成31年度八丈町浄化槽設置管 理事業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) 緑の紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 平成31年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成31年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,697万7,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債ということですけれども、起債の目的は合併処理浄化槽整備事業債ということで、1,750万円を起債するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に関しましては、前年度と変更はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

まず、歳入となります。

1款分担金及び負担金30万4,000円、26万3,000円の増額です。平成30年度の事業用の浄化槽の実績に基づいた予算額となってございます。

次に、2款使用料992万2,000円、前年度より61万3,000円の増額でございます。浄化槽整備事業で設置いたしました浄化槽使用者からいただく使用料となってございます。30年度に設置した浄化槽の使用料分で61万3,000円が増額になってございます。

次に、3款国庫支出金2,220万3,000円、630万8,000円の増。こちらは、国からの浄化槽設置に係る町への交付金ということになってございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

4款都支出金450万7,000円、増減なし。こちらは減債基金への積立金のための都の補助金となってございます。

次に、5款繰入金4,253万7,000円、530万7,000円の減額でございます。こちらは、国庫支出金が先ほど増額した分を一般会計の繰入金を減額してございます。

続きまして、6款繰越金1,000円、こちらは科目設定となってございます。

下の9ページになりますけれども、7款諸収入3,000円、59万9,000円の減。こちら延滞金と預金利子、また科目設定のためのものですけれども、3款の雑入は、過年度分の増嵩経費分が完納され、収領されてございますことによりますものでございます。

次に、8款町債1,750万円、増減なし。こちらは先ほどご説明いたしました起債の部分になります。

以上、歳入合計で、本年度9,697万7,000円、前年度9,569万9,000円で、比較いたしまして 127万8,000円の増額ということになってございます。

次の10ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費1,670万4,000円、前年度比較いたしまして13万4,000円の増、こちらは職員の 2名分の人件費、また事務費のほか、次の11ページの上のほうにございますが、積立金の2 項目が主なものでございます。

同じく11ページ中ほどに、2款施設管理費1,396万4,000円、49万3,000円の増。こちらは 浄化槽法に基づきまして行われます検査料、また清掃の委託、保守点検の委託料でございま す。30年度に設置しました分が合算されるため増額となってございます。

3款の施設整備費6,360万8,000円、増減なし。こちらは浄化槽の設置の工事請負費となっ

てございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

4 款公債費で250万1,000円、65万1,000円の増。合併処理浄化槽事業債の利子と償還金になります。増要因は前年度より元金の償還が始まっております。

最後に、5 款予備費で20万円ということで、以上、歳出合計、本年度9,697万7,000円、前年度9,569万9,000円、127万8,000円の増額ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

4番。

○4番(山本忠志君) 浄化槽の設置の予定についてなんですけれども、実は先月、2月11日、樫立地区の住民総会があったんですけれども、その席上、環境係の女子がお見えになりまして、合併浄化槽の説明を丁寧にわかりやすく、資料もつくってしておられまして、僕はうれしくて、まさに正しい町の姿だなと思って、誇りを持って自信を持って、合併浄化槽を皆さんの家庭でもしっかり導入するようにということを訴えておられました。いい仕事をしているなと思って、管理職の方はよく見て業績評価に反映するとか、見てあげてもらいたいなと思うんですけれども、すばらしい姿だったと思います。

質問したいのは、11ページの下から2行目の浄化槽設置工事として6,300万あるんですが、 31年度は何基増設を考えておられるのかお尋ねします。

- ○議長(奥山幸子君) 住民課長。
- ○住民課長(奥山 拓君) こちらは、生活排水処理の計画に基づきまして、31年度は50基ということになってございます。
- ○議長(奥山幸子君) 4番。
- ○4番(山本忠志君) 大体、町の補助が1基当たり120万ということなので、50基ぐらいかなと思っておったんですが、ぜひ足りないと言われるぐらいアピールしてやってもらいたい。もう一つ、これは要望というか、法令上も問題があるかもしれないんですが、実は浄化槽に届くまでの水道工事費というんですか、配管の工事費については自己負担だという説明だったんですよね。これについては、配管の長さ、距離によっては、個人負担の分が多くなったり少なくなったりという、いろいろ違いが出てくるわけで、その辺のところを町のほうで補助するようなシステムをつくるとか、設置率向上のために。その辺のところはいかがです

か。考えられないでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 住民課長。
- ○住民課長(奥山 拓君) 先ほど予算のほうでもご説明いたしましたが、増嵩経費という部分の話だと思うんですが、確かに対象事業費によって、排水部分、浄化槽から浸透枡まで持っていくという部分に関しては、確かにこれが個人で今ご負担していただいているところです。また、今、設置される予定の方というか、希望なされる方も、地理的条件でどうしても水どころが裏手になるんですね、家の配置からすると。そうすると、その敷地が確保できないため、表のほうに持っていくためには、その部分が増嵩部分ということで、個人の方に負担してもらっています。そういう状況なので、その辺も含めまして、31年度にいろいろ中身の部分を検討していきたいということで考えてございます。

(山本議員「よろしくお願いします」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第6、議案第16号 平成31年度八丈町浄 化槽設置管理事業特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第7、議案第17号 平成31年度八丈町水道事業会計予算 を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 書類番号11をお願いいたします。

水-1ページをお願いいたします。

議案第17号 平成31年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。真ん中の行になります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 まず起債の目的でございます。水道施設整備事業、限度額は1億1,000万円でございます。 合計についても1億1,000万円でございます。こちらにつきましては、配水管等の布設工事、 水道機器更新工事、大川浄水場改修の実施設計に係る起債でございます。

次のページになります。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-22ページをお願いいたします。

平成31年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1 款水道事業収益 4 億9,007万円、1 項営業収益 2 億7,954万6,000円、こちらにつきましては、30年度までの予算については、収支の均衡を保つための予算を営業収益に計上しておりました。31年度につきましては営業外費用の雑収益に組み替えております。このことによりまして、30年度当初予算比で2,142万5,000円の減となっております。

2項営業外収益2億1,052万4,000円、こちらにつきましては、均衡予算として収支の均衡を保つため、1,800万円の予算を計上していることによる増や、固定資産見直しによります長期前受金戻入が増となっていることによりまして、5,437万5,000円の増となっております。均衡予算につきましては、実際は収入不足分となります。30年度より、予算では900万円ほど減っております。

また、2目一般会計補助金でございますが、公営企業への繰り出しが認められている企業 債の利息分、職員の基礎年金拠出金、児童手当分のほか、基準外の補助といたしまして、生 活保護者や高齢者の水道料減免分、漏水の減免分の補塡でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、支出のほうでございます。

1款水道事業費用は、4億7,696万5,000円でございます。

1項営業費用、こちらは水道事業の営業活動を行うための費用になりますけれども、4億4,773万7,000円となっております。

1項営業費用の目につきましては、水源から取水するための費用の原水費、水源から取水 した水を浄化する費用の浄水費、浄化した水を配水するための費用及び量水器に係る費用の 配水及び給水費、水道係職員の人件費や検針に係る費用の業務費、経理事務を行う職員の人 件費及び事務の総係費、あとは減価償却費、資産減耗費に分かれております。

営業費用につきましては、30年度当初予算比で3,669万3,000円ほど増額となっております。 増要因の主なものといたしましては、次のページ、3目配水及び給水費というものがござい ますけれども、3目の中の次のページになります節の列で修繕費、こちらが漏水等の修繕を 委託料から組み替えるとともに250万円ほど増額しています。また、修繕材料費につきまし ても150万円ほど増額しております。

続きまして、水-28ページまで飛びますけれども、6目減価償却費、固定資産等の見直しを続けていることによりまして、前年度当初予算比で3,219万4,000円ほど増額となっております。

2項営業外費用2,902万8,000円、こちらにつきましては、企業債の利息、消費税の納付金でございます。

3項予備費ですが、20万円でございます。

次のページになります。

資本的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1 款資本的収入 3 億3,362万2,000円、1項企業債1億1,000万円、こちらにつきましては、 先ほどご説明したとおり、配水管等の布設に係るもの、機器の更新に係るもの、大川浄水場 の改修に係るものでございます。

2項一般会計補助金2,834万6,000円、こちらにつきましては、地方公営企業繰出基準に基づきまして、一般会計から簡易水道施設整備に係る元金償還に対して繰り出しを受けるものでございます。また、31年度につきましては、大川浄水場改修事業に係る一般会計負担分も追加しております。

3項国庫支出金828万6,000円、こちらにつきましては大川浄水場改修事業への補助金でご

ざいます。

4項都支出金1億8,699万円、老朽管の更新、機器の更新、大川水源の取水施設の改修、 大川浄水場の改修事業に係るものでございます。

続きまして、支出でございます。

1 教資本的支出 4 億6, 259万9, 000円、1 項建設改良費 3 億3, 197万9, 000円、次のページにかかりますけれども、配水管等の布設工事が 4 件、水道機器改修工事、大川浄水場の改修の実施設計、大川水源の取水施設の改修の基本設計、鴨川導水管更新工事、以上 8 件のほか、2020年度以降に向けた工事設計を行います。場所については、企業課の当初予算説明資料の10-7ページ以降にありますので、ご確認ください。

また、固定資産購入費といたしまして、大川浄水場改修に向けた用地購入、鴨川導水管更 新工事に係る用地購入、老朽化した車両の更新も行います。

2項企業債償還金1億3,062万円、平成7年度から平成30年度までの198件分の元金償還金でございます。平成30年度末の企業債の残高につきましては、22億6,738万4,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,897万7,000円につきましては、当年度分の消費税資本的収支調整額963万3,000円、過年度分損益勘定留保資金603万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,330万9,000円で補塡いたします。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

5番。

○5番(沖山恵子君) 水-22ページの、給水停止解除・休止手数料の42万というところについてお伺いします。

このごろ町はすぐに水道をとめ、とめられると困るから解除してもらうという話をよく聞くんですが、この42万円というのは何件分ぐらいの停止と解除の予定なんでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) こちらにつきましては、給水開始が180件です。これには休止の 手数料も含まれておりますので、残りは休止の手数料とお考えください。
- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) ちなみに、1件お幾らぐらいなんですか。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 1件、消費税抜きで1,000円でございます。
- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) すみません、もう一回確認です。

給水の停止解除が180件ですか。休止の手数料は、お亡くなりになったりとかでとめるのはわかるんですが、普通に生活していらっしゃる方が滞納して給水を停止されると。その解除の件数が非常に多いというふうに聞いているのですが、その辺がどうなのかなというのと、よく私のところに来る苦情として、すぐとめると。言ってくれれば払うのに、知らないうちにとめられたというのがあるんですが、その辺、180件水をとめるというのは結構多いと思うんですけれども、どうなのかなというところで、どんな感じなのかお聞かせください。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) まず、給水停止までの手続といたしまして、請求書を出した月末 がまずは納期になっております。その納期までにお支払いいただけない人には督促状という のをお知らせしております。その翌月までにそれが払われていないというと、督促状という 形になりまして、そこでも払われていないと、その次の年に停止ということになります。

それなので、その辺のことにつきましては、封筒に重要と書いてお送りさせていただいて おりますので、知らなかったと言われるのはちょっとどうかなというふうに思いますけれど も、気がつかない人もいるのは事実でございます。

期間が短いということでございますけれども、これにつきましても、期間が長くなればなるほど金額が大きくなって、一気に払う負担が大きくなるということで、給水停止をやること自体もかなりの労力が必要になっています。三根から末吉まで1日に、その日に全部やってしまいますので、そういうことを考えて、こちらも期間を長くしたいということもございますけれども、ただ、お支払いをしていただく人の負担を考えまして、この期間をやっているということで、ご理解をお願いしたいということでございます。

- ○議長(奥山幸子君) あと内訳は、180件の内訳を聞いていますけれども。
- ○企業課長(菊池正勝君) こちらにつきましては、純粋にお支払いいただけなかった人ということでございます。月十五、六件ぐらいを想定しております。
- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) ここで言うことではないのかもしれませんけれども、手紙というと、 なかなか見ない方もいらっしゃるので、今後の検討課題として、電話等で可能な限り督促を

していただいて、給水停止解除がないようにしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 基本的に納付書でお支払いしていただくという方に、こちらは納付書でお送りして、その方がほとんど、払い忘れというのを含めて給水停止を受けるほうになるということでございます。

そういうことになりますと、ご本人は、納付書が毎月届くということを理解していただいているというふうに思っていますので、それでまた翌月の請求書と、それにまた重要というのを書いてお送りしていますので、その辺については、電話のほうも考えなければいけないかもしれませんけれども、私どもはその通知で皆さんのほうには届いているかなという考えでおりますので、ご理解をお願いします。

- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) お年寄りの方は、年金で生活するのはなかなか大変なんです。電気と か水道を納付書にしている方もいらっしゃると思うんです。年をとってくると認知症とかい ろいろ入ってきますので、多分高齢の方が多いと思うんですね、給水停止とかになるのは。 ぜひその辺もご配慮いただけたらと思います。要望で結構です。
- ○議長(奥山幸子君) ほかに。11番。
- ○11番(廣江 才君) 30ページ、委託料と工事請負費についてお尋ねします。 まず金額というか、業者に対する提示額は、今、不調になっているということはないです ね。まずそれからお尋ねします。
- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 30年度につきましては、不調はございません。
- ○議長(奥山幸子君) 11番。
- ○11番(廣江 才君) 我々の耳に入ってくるのは、業者さんが相当ぎりぎりでやっておられる。それで、委託料の中に基本設計料が入っていますよね。ところが、どういうわけかというか、恐らく前の図面がしっかりしていないというか、配管取り出しの部分でかなり位置が違っている。ところが、当然それに対して設計変更になるわけです。そのときに、その変更したやつを、次の現場で面倒を見るというのか、そういう意味合いというか、追加工事分を支払われていないような話を聞いているんです。

これは、そういう積み重ね、お互い業者と町ですから、どうしても業者のほうが弱いわけで、その辺をもうちょっときちっとした、余裕ある予算を持っていてやれば別ですけれども、全く違うところに配管があって、そうすると、パイプの長さが違うぐらいだったらどうということはないですけれども、継ぎ手1個が変わってきているわけです。そういった負担を全部業者に持たせるというのはどういうものかと。その辺、設計変更、設計士も、恐らく町のほうでここらだろうということで、取り出しはやっていると思うんですけれども、その辺、全部業者がかぶるような形になっていると思うんですけれども、課長のほうでどういうふうに考えているのかお尋ねします。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 確かに、当初こちらが発注した設計書と実際掘ってみて違うこと はかなりあります。そうした場合につきましては、適正に契約変更を行っているという認識 でございますので、よろしくお願いします。
- ○議長(奥山幸子君) 11番。
- ○11番(廣江 才君) ちょっと業者との認識の違いがあるのか、私の耳に入っているのは、 追加工事を認めてくれないんだよなと、そういう話を聞いているんです。認識のずれが大分 あると思うので、現場の職員さんを疑うわけじゃないですけれども、課長の耳に入っている ものがどこまできちんとなされているか、ちょっとその辺をもう一度、別に答えなくていい ですけれども、確認しながらやってもらいたいと思います。
- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 私の認識といたしましては、先ほど申し上げたように適正に変更 契約は行っているということでございますけれども、そういう話がございますなら、確認は させていただきたいと思います。

(廣江議員「お願いします」の声あり)

- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。4番。
- ○4番(山本忠志君) 先ほどの5番議員の給水停止解除について、蒸し返すようで申しわけないですけれども、私、1件相談を受けて、泣きながらお年寄りが電話をしてきまして、水が出ないと、どうしたらいいかわからないと。それで、行って話を聞いてみたら、ちゃんとありました、赤い字で督促状が来ていたと。おばあさん、これ、払っていないからだよと。口座が空っぽになっているわけです、振り替えするための口座が。何でお金を払わないの、

これは大事と書いてあるじゃと言っても、いや、振り込め詐欺だと思ってと、こういうわけですよ。ああそうなんだと思ってね。確かに今、テレビでもどこでも言うじゃないですか、振り込め詐欺に要注意と。これは払っちゃいけない、だまされちゃいけないとなってしまうわけです。

だから、余りしつこく言いたくないんですけれども、恵子議員は余り言わなかったんですけれども、もうちょっと心のこもった、温かみのある対応をしていれば、そういうことは起きなかったんじゃないかと思う。だから、そういうおそれのある人には、民生委員にちょっとつないでおくとか、近所の方あるいは親戚の方に頼むとか、そのぐらいやってもいいんじゃないですか、町の温かい配慮として。

- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 高齢者のひとり暮らしの方につきましては、福祉健康課等に問い合わせいたしまして、この人は大丈夫かというようなこともやっておりますので、その辺の配慮につきましては、今後考えていきたいということでございますけれども、ただ、私どもは、ちゃんと払っていただける人がいる中で、ためている人がいるという状況を打開したいということもありますので、その辺についてもぜひご理解はお願いしたいと思います。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第17号 平成31年度八丈町水 道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第8、議案第18号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運

送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは、ただいまの水道事業会計予算書の次になります。

運-1ページをお願いいたします。

議案第18号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

運-21ページをお願いいたします。

平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1款自動車運送事業収益1億6,810万4,000円、1項営業収益9,784万3,000円、こちらにつきましては、水道事業と同様に、収支の均衡を保つための均衡予算を営業外収益の雑収益に振り替えたことによりまして、前年度当初予算比で1,399万4,000円の減となっております。

次のページになります。

2項営業外収益7,026万1,000円、1目雑収益でございますけれども、こちらにつきまして は均衡予算分2,000万円が入っています。均衡予算自体については、30年度より600万円の減 となっております。

また、2目一般会計補助金でございますけれども、公営企業繰出基準による職員の基礎年 金拠出金、児童手当分のほか、4,582万2,000円の収入補塡の補助金がございます。

続きまして、支出のほうになります。

1款自動車運送事業費用1億6,476万円、1項営業費用1億5,947万9,000円。

1目の運転費でございますけれども、30年度に運転手1名、バスガイド1名を増員したことや、次のページですけれども、一番上の行になります退職給付費について、各目の給料の人員に応じまして、目の一般管理費から振り分けてございます。また、軽油の高騰によりま

して軽油費を増額、収益に応じて貸切斡旋手数料を増額していることによりまして、30年度 当初予算比で1,903万4,000円の増となっております。

運-25ページになります。

10目の一般管理費でございますけれども、次のページになります。節の上から3行目に退職給付費というのがございますけれども、こちらは、今までは10目一般管理費で全ての職員の退職給付費、退職手当の負担金を計上しておりましたけれども、各目の給与の人員に合わせまして振り分けてございます。このことによりまして、こちらについては、30年度の当初予算比で822万5,000円の減となっております。

続きまして、2項の営業外費用508万1,000円、こちらは企業債の利息及び次のページになりますけれども、花火大会の協賛金、消費税の納付金でございます。

3項予備費は、20万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出になりますけれども、31年度は支出のみでございます。 1款資本的支出、1項企業債償還金は1,141万2,000円となります。こちらにつきましては、 平成26年度から28年度のバスの購入費の元金償還金でございます。平成30年度末の残高につ きましては、2,262万1,000円でございます。

なお、こちらにつきまして、資本的収入が資本的支出額に不足する1,141万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,141万2,000円で補塡いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

- ○5番(沖山恵子君) 運-21の都の敬老パス1,247万8,000円についてお伺いします。 これは大きな収入となっていて、ぜひぜひ皆さんにやっていただきたいと思う項目だと思 うんですが、どのようにPRをしているのかと、前年比どうなのか教えてください。
- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) こちらにつきましては、大変ありがたい収入だというふうに認識 しております。

ただ、これにつきましては、余り公に勧誘するなとバス協会から言われております。必要な人にお知らせはするけれども、その人たちが申し込んだものをこちらは受けなさいということでございますけれども、こちらといたしましては重要なものと考えておりますので、高

齢者演芸大会でご案内はさせていただいているということはございますけれども、ただ、これは何かのついでということでご理解をお願いしたいということでございます。予算上は変わっておりません。

- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) 私の父は病気をして、東京に行くたびにこのパスを使って病院に通っておりまして、大変便利に使っておりました。決して使われないパスではございませんので、 ぜひ自信を持って皆さんに勧めていただきたいと思います。

島民は結構、東京の病院に通うお年寄りは多いですから、その際にバスを使う方がたくさ んいらっしゃいますので、よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) 要望でいいですか。

(沖山議員「はい」の声あり)

- ○議長(奥山幸子君) ほかにございませんか。6番。
- ○6番(菊池 良君) 近年、貸し切りも大変好調だということで、うれしいお話なんですが、ドライバーさんが今現在10名ということでやっているんですが、その辺のローテーションというのは、バスがそういう状態が動いているということになると、かなり厳しくなってきているのかなという感じもするんですが、その辺はいかがなんでしょうか。
- ○議長(奥山幸子君) 企業課長。
- ○企業課長(菊池正勝君) 30年度の途中、1月からですけれども、1月から1名増員したということでございます。それまでは、昨年がかなり好調な観光事業でございましたので、乗 務員につきましては運転手に限らず、かなり無理をさせたというのは事実でございます。

ただ近年、全国的にバスの事故が多くなっているということで、その辺の休養のとり方に つきましても、国交省の監査が厳しくなっているということでございまして、30年度につき ましては、昨年に比べて超過勤務というのは、3分の2程度に抑えられているかなという状 況でございます。

ただ、今、貸し切り車両7台ございますけれども、これがフル活動している、今月につき ましてはかなり多い月になりますけれども、その辺につきましては、かなり負担は大きいと いうところでございますけれども、何とか頑張っていただいているという状況でございます。

- ○議長(奥山幸子君) 6番。
- ○6番(菊池 良君) 事故があったらそれこそ大変ですので、その辺は十分留意されて運行

をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第18号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第9、議案第19号 平成31年度八丈町病院事業会計予算 を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) ただいまの一般旅客自動車運送事業会計の次になります。

病-1ページをお願いいたします。

議案第19号 平成31年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成31年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 起債の目的でございますが、病院施設整備事業、限度額につきましては3,200万円でございます。また、起債の目的は医療機器整備事業、限度額は3,080万円でございます。合計い たしますと、限度額は6,280万円となっております。

次のページになります。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次、病-26ページになります。

平成31年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款病院事業収益14億2,423万6,000円、1項医業収益7億7,978万2,000円、こちらにつきましても、均衡予算を医業外収益に組み替えたことによりまして、30年度当初予算比で1億39万7,000円の減となっております。

1目入院収益でございますけれども、入院患者増を見込み、均衡分の減額を除くと350万円の増となっております。

また、2目外来収益につきましても、外来患者の単価増を見込みまして800万円の増を見込んでおります。

続きまして、2項医業外収益6億4,445万4,000円、こちらは、都の補助金、次のページになりますけれども、一般会計の負担金や補助金、休日・夜間診療等の委託料、収支の均衡を保つための均衡予算、長期前受金戻入、資本費繰入収益等でございます。

病-27ページの2目一般会計負担金でございますけれども、公営企業繰出基準に基づきまして、代診医師の賃金の増加により、30年度当初予算比で635万9,000円の増となっております。

4目その他医業外収益でございますけれども、収支の均衡を保つため均衡予算を振り替えたため、30年度当初予算比1億5,000万円の増となっております。

その下、5目一般会計補助金でございますけれども、公営企業繰出基準に基づきまして、 収入をもって賄えない経費の補助金でございます。項目を精査したことによりまして、30年 度当初予算比で3,086万5,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款病院事業費用14億1,029万8,000円、1項医業費用13億8,151万6,000円。

1目の給与費でございますけれども、小児科代替医師の費用、定年延長によります退職手 当負担金の増等によりまして、30年度当初予算比で2,941万5,000円の増となっております。 また、次のページになりますけれども、病-29ページでございますけれども、2目材料費、薬品費の増によりまして949万6,000円の増となっているほか、ちょっと飛びまして病-33ページになりますけれども、5目減価償却費でございますけれども、固定資産等見直しによりまして、30年度当初予算比で5,195万8,000円の増と大きく増加しております。

2項医業外費用2,858万2,000円、こちらは企業債利息、患者外の給食材料費、消費税の納付金でございます。

3項予備費20万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款資本的収入1億7,528万7,000円、1項企業債6,280万円、こちらは先ほど申し上げましたが、病院施設整備事業及び医療機械器具整備事業に係るものでございます。

2項一般会計負担金7,182万3,000円、地方公営企業繰出基準に基づきまして、病院の建設、 医療機器整備に係る元金償還金に対しまして繰り出しを受けるものでございます。

3 項都支出金4,066万4,000円、こちらは、病院建設に係る企業債の償還補助金及びへき地 産科医療機関設備整備費補助金でございます。

続きまして支出でございます。

1 款資本的支出 2 億6,657万4,000円、1 項建設改良費 1 億1,120万1,000円、30年度からの継続費で行っております病院改修工事及びレッグプレスほか、次のページに続いております 医療機器更新に係る購入費でございます。

次のページをお願いします。

2項企業債償還金1億5,537万3,000円、こちらにつきましては企業債の償還金でございます。こちらの中身につきましては、平成8年度から30年度までの病院建設、医療施設・機器更新のための起債17件分の元金の償還金でございます。30年度末の残高でございますけれども、13億4,768万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2番。

○2番(淺沼隆章君) 34ページ、資本的支出のところの工事請負費なんですが、八丈町の病

院のリハビリ施設についてなんですけれども、平成29年度で年間で7,666名受診されていて、 受診日は244日あって、1日平均31.4人利用されているということがあるんですけれども、 そのリハビリ施設が利用制限されるという話を聞きまして、なぜ利用制限が行われるのか。 また、利用制限で利用者に影響はないのかということと、あと利用者への周知ができている のかというところで、ご質問させていただきます。お願いします。

- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) リハビリ室の利用制限というお話は、リハビリ室を工事すると いうところから出ているお話だと思います。

ただ、リハビリの診療自体の利用制限ということはございません。リハビリ室の改修工事を行いますので、リハビリ室自体の利用面積が一時的に小さくなりまして、場所が制限されるということでございまして、リハビリの診療状況自体は今までと同じとおり行う予定でございます。

- ○議長(奥山幸子君) 2番。
- ○2番(淺沼隆章君) ありがとうございます。

医療機関とか施設の制限とかが行われると、島民の安全とか安心を脅かすものになります ので、利用者の負担が増えなければ大丈夫です。ありがとうございます。

○議長(奥山幸子君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第19号 平成31年度八丈町病 院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

休憩に入ります。午後は1時から開会いたします。

(午前11時32分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第10、議案第20号 議会の議決すべき事件を定める条例 を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木眞理君) それでは、書類番号の12番をお願いいたします。

議案第20号 議会の議決すべき事件を定める条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めるため、 本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

議会の議決すべき事件を定める条例ということでございまして、第2条のみ朗読をさせて いただきたいと思います。

議決事件の指定。第2条、議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な町行政の運営を 図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

補足説明をさせていただきます。

従来、地方自治体は、議会の議決を経て基本構想を定めなければなりませんでしたが、平成23年、地方分権の推進を図ることを目的に地方自治法が改正され、策定の義務づけが撤廃されたところでございます。

しかしながら、町の将来像を掲げ、それに向けての基本的方針を示す基本構想につきましては、これまでどおり町の最上位計画として策定していくものと考えてございます。その策定に当たりましては議会においても審議をいただくため、本条例を上程させていただいたところでございます。

なお、現行の基本構想でございますけれども、昨日の一般質問にもございましたが、平成

32年度、西暦でいいますと2020年度までとなってございます。次期基本構想につきましては、 平成33年度から、西暦でいいますと2021年度からの10年間を考えているところでございます。 スケジュール感といたしましては、来年度から着手いたしまして、4月に策定方針を決定 いたしまして、5月にはご尽力いただきます総合開発審議会への諮問、そして十分に時間を かけて答申をいただきまして、2020年12月には議会の四定に基本構想案として上程をしたい と考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第20号 議会の議決すべき事件を定める条例については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第11、議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) それでは、ただいまの次をお願いいたします。続きのところになります。

議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。職員の育児短時間勤務制度の導入に伴い、条例を整備する必要があるため、本案を

提出します。

ページをおめくりください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正するということで、今回はこの条例と次の条例改正、趣旨が同じであります。

小学校の就学の前ということで、小学校に上がる前のお子さんを養育する職員が、フルタイム勤務より短い勤務時間を選択して勤務することができる制度を導入するに当たりまして、今回の勤務時間、休暇等に関する条例、幾つかいろんなところにこの文言がちりばめられていますので、一つ一つの改正ということではなくて、全文を修正をするということでの改正というふうにしております。

ということで、今度の4月1日からということで、育児の短時間勤務制度ということを整備したいということで改正をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

9番。

○9番(岩崎由美君) 今回は、この条例は育児に関する条例だと思うんですけれども、ちょっと話題が違うかもしれないんですが、勤務時間についてお尋ねしたいと思っています。

当然、町の職員ということで、病院の看護師さんたちも超過勤務という、夜勤とかありますよね。保育士さんもあると思いますけれども、これは事務長に聞いたらいいのかなと思いますけれども、病院の超過勤務の時間というのは定められているんでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 病院自体で定められておりませんけれども、八丈町に産業医というのが入っておりまして、その衛生委員会の中で基準が設けられております。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) それは何時間になっていますか。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 70時間でございます。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩﨑由美君) それを今現在超しているというようなことはないでしょうか。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。

- ○病院事務長(菊池 良君) 月によって超す職員が出現します。その場合には産業医の面談を受けることになっております。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) 産業医の面談を受ければ、超過勤務が続いてもいいということなのか と思うんですが、それでいいですか。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 超過勤務を、70時間を下回るように、私どもが努力しなければ ならないということです。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) 今、看護師さんたちが足りない状況で、やはりその辺の労働の超過勤務が負担になっているという話を聞きます。それで、もし違反すると、最悪業務停止になるということを聞いているんですが、それはそうなりますか。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 今、働き方改革で超勤時間について定められる予定であります けれども、現在の超勤時間、八丈町立病院の職員の超勤時間では違反にはならないというこ とでございます。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) 今の状況で違反にならないというのは、そういうことで大丈夫だと認識してよいのでしょうか。もしそうで、また看護師さんが足りなかったりやめたりする状況が続くと、そういう最悪の場合になるかもしれませんよね。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 看護師さんにつきましては、70時間を超える方は出ておりません。ほかの部署で業務が時期によって重なる部門がありますので、そういうところでこういう職員が出ております。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩﨑由美君) 今の条例に相当する看護師さんというのはいらっしゃるでしょうか。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 短時間勤務を要請する看護師はまだ出てきておりません。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩﨑由美君) 働き方改革とか、いろいろ国のほうで整備されるわけですけれども、

八丈町のような病院とか、あるいは人が非常に足りないというところには、やっぱりしわ寄せがくると思うんです。病院のほうでも看護師さんを探すことはしていると思うんですけれども、病院として最悪業務停止にならないようなことをしていかなきゃいけないと思うんですが、その辺の人の配置は今でも足りない状況ですか。

- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 看護師は4月1日にまた1人採用が決まっておりますけれども、まだ2人ほど足らない状況でございます。ほかにもレントゲン技師ですとか薬剤師、それから助産師等、実際に定年延長して対応しておりますので、その部署に関しましては募集を続けなければならない状況でございます。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) やはりこういう超過勤務が違反しているような問題が出ると、最悪業務停止になるというところで、絶対にそれは避けなければならないわけですけれども、聞くところによると、町はやっている、人を募集しているという話ではあるんだけれども、なかなか今、看護師さんも病院の先生も、日本全国で地方に行く人が足りない状況がずっと続くわけです。

以前、人材派遣会社に頼んで、そこそこの値段、80万円ぐらいだったかと記憶しているんですけれども、お金を出して人を雇った。そういうこともあるんだけれども、その辺の努力をもう少ししたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長。
- ○病院事務長(菊池 良君) 今、人材派遣会社からも来ていただいております。派遣人員というのは1人しか採用できませんので、派遣業務でも採用しております。
- ○議長(奥山幸子君) 9番。
- ○9番(岩崎由美君) くれぐれもそういう最悪の事態にならないように、本当に全力を挙げて、町長にもお願いしたいですけれども、人を探す努力をしていただきたいと思います。これについて、また今後も、来年度もずっとそういうことが続くと思うので、事務長のほうでその辺のことを確約していただければと思いますが。
- ○議長(奥山幸子君) 病院事務長、どうですか。
- ○病院事務長(菊池 良君) 募集する、採用する努力を続けていきたいと思います。

(岩﨑議員「よろしくお願いします」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第21号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第12、議案第22号 職員の育児休業等に関する条例等の 一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) ただいまの次をお願いいたします。

議案第22号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。職員の育児短時間勤務制度の導入に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本 案を提出します。

ページをおめくりいただきまして、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例ということで、幾つか条例の改正というところが載っています。その中で、先ほどお話ししたのと、趣旨は同じですよという説明をしましたが、時間の選択の部分の時間が書いてあります。次のページの第9条というところに書いてあります。

育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態というのがあって、第9条のところで、中に「4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし」というのが書いてある文言があるんですけれども、ここのところが、今回短時間で勤務をしていただくときの選択肢ということになります。

これは1週間の勤務時間で書いてありますので、ちょっとわかりづらいんですけれども、今回、選択肢としては4つありますよというのがここの中に書かれています。ちなみに週5日、月曜日から金曜日までということでいったときに、我々通常は7時間45分がフルタイムになるんですけれども、そこのところを短時間勤務ということで、1日3時間55分という勤務時間を選択するというパターンがもしあったときに、1日3時間55分で5日間仕事をすると、1週間が19時間35分という数字になります。それがここに書いてある、2つ目に書いてある19時間35分と、そんなような感じになります。

ほかにも、週5日の中で、1日4時間55分であったりとか、幾つかのパターンを選択すると、1週間働いたときに、ここに書いてある19時間25分であったり、19時間35分、23時間15分、または24時間35分というふうになるように勤務しなさいよということが、この中から選択しなさいよというような、そういう選択肢が書かれているというのが今回のポイントになります。

ということで、そういった選択制に基づいて、それぞれの方たちの生活様式に合う勤務形態を選んで、短時間の勤務ということでやりたいなというのがこの条例の趣旨ということになります。

以上でございます。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

5番。

- ○5番(沖山恵子君) 今の説明を聞いていても、ちょっとよくわからなかったんですが、19 時間25分と19時間35分と、10分違う勤務体系があるんですけれども、この差は何なんでしょうか。
- ○議長(奥山幸子君) 総務課長。
- ○総務課長(山越 整君) 先ほど言った選択肢は代表的な例を言いましたので、19時間25分、 どういうパターンでなるかというと、ここには、1番目に書いてあるんですけれども、選択 肢の中に、週3日のうち2日を7時間45分、だから2日がフルタイムで、1日を3時間55分 という組み合わせのパターンがあるんです。その組み合わせのパターンですると19時間25分 になるんです。

先ほど例に挙げた週5日を、1日3時間55分を5日間続けると19時間35分になるんです。 そのトータルでいくと10分の差なんですけれども、選択でいくと、今のようなパターンで選 択していいですよという、そういうふうになります。

- ○議長(奥山幸子君) 5番。
- ○5番(沖山恵子君) 今の話はよくわかりました。

多分、短時間勤務とかをした場合には、ボーナスですとか昇給ですとかの時間にかかわってくると思うんですけれども、そのときは、正規の時間の38時間45分を働いた場合を1日として数えるということになるんでしょうか。

- ○議長(奥山幸子君) 総務課長。
- ○総務課長(山越 整君) 先ほど言ったように、勤務の選択制によって週の勤務時間が変わってきますから、それに応じて給料が減額をされるという、そういう計算方法がとられます。
- ○議長(奥山幸子君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第22号 職員の育児休業等に 関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第13、議案第23号 八丈町手数料条例の一部を改正する 条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長(沖山 昇君) それでは、次の議案になります。

議案第23号 八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。森林法の改正に係る林地台帳の閲覧等について、地方自治法第227条の規定による 手数料を条例で定める必要があるため本案を提出いたします。

1枚おめくりください。右側のページです。

八丈町手数料条例の一部を改正する条例。

八丈町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2の5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。つまり、4の項の後に森 林法の関係の林地台帳の手数料が加えられるということになります。

林地台帳の閲覧及び交付につきましては、閲覧が1回450円、それから交付につきましては1件、1筆ですが、これが450円ということで設定をさせていただきたいと思います。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第13、議案第23号 八丈町手数料条例の 一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第14、議案第24号 八丈町公民館条例の一部を改正する 条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長(高橋太志君) 議案第24号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。使用料及び使用方法の変更に伴い本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

1ページをお願いいたします。

こちら、八丈町公民館条例の一部を改正する条例になります。

改正点といたしましては、第6条使用の承認等「施設を使用する者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。」において、第3項第1号「営業を目的とするものと認めたとき。」を「営利を目的とする事業及びその他これに類するものと認めたとき。」に改め、営業に固定せず、より幅を持たせまして営利と明記しております。また、第3号として「特定の政党又は宗教の利害に関する事業及びその他これに類するものと認めたとき。」を加えます。

続きまして、第7条使用料では、これまで使用者は、「使用の承認を受けた際に別表第2により算出した使用料を納付しなければならない。」との使用料前払いの記述でしたが、後払いに対応するため、「使用の承諾を受けた際に」を削ります。また、「ただし、第3条の事業を行う場合は、この限りでない。」との、ほとんどの利用が減免になるただし書きがありましたので、これを削ります。

さらに、第8条といたしまして、「委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料 を減額し、又は免除することができる。」という減免に係る条文を加えます。

中ほど、「第10条第4号を次のように改める。」の部分になりますが、第10条使用承認の取消等では、同条第1号で「使用の目的又は使用条件に違反したとき」、第2号「この条例又はこれに基づく規則に違反したとき」、第3号「災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき」と定めております。さらに、第4号で「工事その他の都合により必要があるとき」との定めがありましたが、工事以外でも、例えば避難場所の開設など、そういったことも考えられますので、使用の取り消しをお願いすることがそういう場合は発生します。そういったことも想定いたしまして、「前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき」と範囲を広げた形に改めさせていただきます。

続きまして、第9条使用料の不還付についてですが、これまで条例への記載がありませんでしたので、その条文を加えます。

本条例全体につきましては、条項の追加、削除に伴いまして、号、条ずれを反映し、改め

ます。

次に別表第2、第7条関係になりますけれども、使用料金の表になります。こちらは改定後の料金表に改めます。

裏面をお願いいたします。

最後になりますけれども、附則、この条例は、平成31年10月1日から施行するという内容 になります。

以上で説明を終わります。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

- ○6番(菊池 良君) 第8条の関係なんですが、具体的に減免あるいは免除する、具体的な 規定というか、決められると思うんですけれども、その辺は別で決めるという形ですか。
- ○議長(奥山幸子君) 教育課長。
- ○教育課長(高橋太志君) こちらの規定のほうは別途、私どものほうで、運用のほうで決めてやっていきたいと思います。この減免の規定につきましては、基本的には、これまで全協等で説明してきたとおり、官公庁とかそういったものに準ずるものは減免、また町役場の各課のほうから減免申請が上がってきたもの、要は町の事業にかかわるもの、何かイベントとかそういったもので使いますよとか、そういったものについては減免の申請を各課から出していただいて、それを認められれば減免という形をとりたいと思っております。
- ○議長(奥山幸子君) 6番、いいですか。
- ○6番(菊池 良君) はい。
- ○議長(奥山幸子君) そのほかありませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第24号 八丈町公民館条例の 一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第15、議案第25号 八丈町児童育成手当条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹(田村久美君) 初めに訂正とおわびがございます。

誤りのある議案をお渡ししてしまいました。確認不十分を深く反省しております。

なお、2月22日の議会運営委員会の資料については、正しいもので配付させていただきま したので、そちらのほうは訂正はございません。

大変恐縮ではございますが、お手元にお配りしました正誤表をごらんいただき、ただいまからの説明の2カ所を読みかえていただきたいと思います。重ねておわび申し上げます。

それでは説明申し上げます。

議案第25号 八丈町児童育成手当条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法の一部改正に伴い根拠条文が変更されたため、本案を提出します。

次のページをごらんください。

八丈町児童育成手当条例の一部を改正する条例。

第4条については、支給要件の規定になりますが、こちらは地方税法の改正に伴う文言の 整備になります。

続きまして、第7条なんですが、こちらは支給期間及び支払期日について定めた条文になりますが、現行の都条例に合わせまして文言を整備するものです。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第25号 八丈町児童育成手当 条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第16、議案第26号 八丈町保健福祉センター条例の一部 を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) 次のページをお願いいたします。

議案第26号 八丈町保健福祉センター条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。使用料の徴収に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出いたします。 次のページをお願いいたします。

八丈町保健福祉センター条例の一部を改正する条例ということでございまして、既存の八 丈町保健福祉センター条例に、使用料の徴収を主としまして、減免、承認、原状回復義務、 損害賠償義務等、11の条文を新たに追加するものでございます。

次のページを見ていただきますと、別表、第6条関係ということで、保健福祉センターのほうには現在、住民の方に健康増進等の目的で5カ所の場所をご利用いただいております。一番上の健康増進室というのが1階のホールでございます。また、待合室は1階の右奥にありまして、あと和室、会議室、栄養相談室というのは2階にございます。一番最後の栄養相談室は2階の厨房でございまして、この部分が使用料で300円、これにはガス代を含むというものでございます。

この条例は、平成31年10月1日から施行するということでございます。以上です。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。 質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。 これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第26号 八丈町保健福祉センター条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第17、議案第27号 八丈町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(奥山 勉君) 続きまして、次のページをお願いいたします。

議案第27号 八丈町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。所得税法の一部改正に伴い根拠条文が変更されたため、本案を提出いたします。 次のページをお願いいたします。

八丈町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例ということでございまして、こちら は所得税法等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

第2条第2項第1号中、「控除対象配偶者」という文言を「同一生計配偶者」に改めるというものでございます。

この条例は、公布の日から施行する。 以上でございます。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。 質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。 これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第27号 八丈町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第18、議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹(田村久美君) 議案第28号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをごらんください。

災害

「災害

「災害

「大きなった。」

「大きなった。

「大きなった。

「大きなった。」

「大きなった。

「ないった。

「ないった。
「ないった。

「ないった。

「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいった。
「ないいいった。
「ないいいいった。
「ないいい

今回は、法律の改正がございまして、貸付金に関するところで、償還に対する償還方法と、 それから保証人を法律のほうで撤廃するということで、上程をいたしました。

第4条については、災害 P 慰金を支給する遺族の規定になりますが、こちらは現行の法律 に合わせまして文言を整備するものです。

第15条が償還について規定している条文になるんですが、こちらにこれまでは年賦または 半年賦の償還であったものを月賦償還を追加いたします。また、八丈町の場合は保証人をな しで貸し付けができるものといたしますので、保証人を削ります。

また、法律の施行に伴い、貸付金の延滞利率がこれまで年10.75%でございましたが、こちらを法の施行に伴い5%に引き下げるものです。

施行期日は31年4月1日からになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。 質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第18、議案第28号 災害弔慰金の支給等 に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第19、議案第29号 八丈町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

〇住民課長(奥山 拓君) それでは、議案第29号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例。

上記議案を提出する。

平成31年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うため、本案を提出します。 次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するということでございまして、この 国保税の改定につきましては、平成30年度より都道府県化に伴いまして、国保会計の健全化 を目指すということで、段階的な改定により保険税を見直すという答申を国保の運営協議会 よりいただきまして、今回も30年度に引き続きまして改定をするものでございます。

内容でございますが、こちらの条文中、3条、4条と書いてございます。国保は3本立てで税が組まれておりますので、こちらが医療分となります。また、6条、7条と書いておりますのが後期高齢者支援分。8条、9条と書いてございますのが介護納付金分ということで、そこの部分の所得割と資産割を引き下げ、引き上げということになってございます。

まず医療分ですけれども、所得割を0.2ポイント引き上げます。資産割を2ポイント引き下げます。後期高齢者支援分を、所得割を0.25ポイント引き上げ、資産割を0.5ポイント引き下げます。介護納付金分、こちらを0.1ポイント引き上げ、資産割を5.5ポイント引き下げますという内容になってございますので、よろしくお願いいたします。

附則。施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行するということでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

次の会議は、3月28日木曜日午前9時より開議いたします。

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第19、議案第29号 八丈町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長(奥山幸子君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。 平成31年第一回八丈町議会定例会第3日目を散会いたします。

(午後 1時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月19日

議			長	奥	山	幸	子
署	名	議	員	沖	山	恵	子
署	名	議		菊	池		良